



## ユーロ圏の銀行同盟をめぐる、二分されたドイツの論調

経済調査部 上席研究員 山口 綾子  
[yamaguchi@iima.or.jp](mailto:yamaguchi@iima.or.jp)

### 銀行同盟ロードマップ：銀行監督一元化案

2012年9月12日欧州委員会は銀行同盟にむけてのロードマップを発表した。そのなかで、第一段階として統一した銀行監督システムの創設が謳われている。その概要は以下の通りである。

- 欧州中央銀行（ECB）がユーロ圏のすべての銀行（約6,000行）の健全性監督を担う。具体的には、銀行の許認可、健全性規制（自己資本、流動性、レバレッジなど）の遵守、金融コングロマリットの監督など。
- 各国当局は引き続き日常の監督業務を行うほか、ECBに付与された監督業務の準備・実行段階を担う。
- ECBは資本不足のおそれのある銀行に対して、早期介入を行う。
- ECB内部に監督委員会を新設し、金融政策との分離を図る。
- ユーロ圏以外の欧州連合（EU）の国も希望すれば、新統一監督システムの監督を受ける。
- 2012年末までに手続きを終え、新監督システムは2013年から稼働。公的救済を受けている（もしくはその申請をする）銀行は2013年1月から、金融システム上重要な大手銀行は7月から、2014年1月からはユーロ圏すべての銀行が新システムでの監督を受けることになる。

### 銀行同盟提案の背景：「金融」と「財政」の悪循環をいかに断ち切るか

現在のEUの銀行監督システム下では、銀行免許は各国レベルで付与されるが、一カ国で免許を得た銀行は他の加盟国でも自由に業務を行うことができる。銀行業務が多国籍にまたがるなかで、一行の経営悪化は、複数の国に影響を及ぼす。にもかかわらず、監督業務は国毎に行われており、その統一化が課題であった。

ユーロ危機の深刻化に伴い、ユーロ圏国債を保有する銀行の経営悪化とその救済のための資本注入の必要性がさらに財政の悪化を呼ぶという「金融」と「財政」の悪循環をいかに断ち切るかが新たな課題となってきた。こうしたなかで、2012年5月、欧州委員会は財政統合と並んで、銀行同盟を提唱した。銀行同盟とは①統一した銀行監督ルール、②単一の銀行監督機関、③共通の破綻処理機関、④単一の預金保険制度からなる。

6月の国際通貨基金（IMF）のユーロ圏に対する勧告のなかでも、直近のプライオリティとして、銀行同盟への具体的行動が挙げられた。

6月末の欧州首脳会議では、銀行同盟については、2012年末までに統一した銀行監督システムを創設することと、その設立を前提に、欧州金融安定ファシリティ（EFSF）もしくはその後継となる欧州安定メカニズム（ESM）から直接銀行への資本注入を行うことが合意された。

## 銀行同盟をめぐるドイツを中心とした経済学者間の論争

6月の首脳合意を受けて、7月5日ドイツを中心とした150名のエコノミストたち<sup>1</sup>は連名で、銀行同盟に反対する内容の公開書簡を「フランクフルター・アルゲマイネ」紙に掲載した。その後署名者はさらに増え、250名になっているとのことである。

彼らの主張は、

- 銀行同盟はEU基本条約違反である、
- 銀行同盟は統合の名を借りた（南欧の）銀行への補助金であり、資源配分を歪める結果になる、
- 銀行同盟はユーロ圏の銀行の債務を連帯保証することになり、欧州北部のより健全な国の納税者を銀行債務の危険にさらすことになる——などである。

これに対し、「ユーロ危機の解決には銀行同盟が不可欠」とする銀行同盟賛成派は、7月12日に声明を発表した。こちらにもMichael Burda氏（Humboldt University教授）をはじめとした100名を超える学者・エコノミスト（ドイツ、オランダ、スイス）から署名を集めた。

こちらの主張は、以下の通りである。

- ユーロ危機の解決には、銀行の資本増強と財政悪化の悪循環を断ち切ることで、問題国の金融を安定化させることが重要。
- 銀行同盟は欧州銀行の負債の集合化ではなく、各国政府が持つ銀行規制権限を欧州レベルへ委譲すること。
- 欧州統一の銀行監督機関による介入が、銀行と財政のリンクを断ち切るための即効性のある唯一の方法である。財政統合は重要だが、そのプロセスには時間がかかり、足下の危機対策としては現実的でない。
- 欧州共通の破綻処理基金を創り、銀行の破綻処理に納税者資金を可能な限り使わないようにすべき。
- 欧州共通の預金保険システム創設も長期的な金融システムの安定に寄与する。

こうしたドイツ国内外での意見対立は、今後の手続きにも影をなげかけている。

長引くユーロ危機のなかで、ドイツ国民の間ではユーロに対する懐疑的な見方が増えてきている。財政危機に陥った国に対する支援システムの拡充として期待されていた欧州安定メカニズム（ESM）の発足に関しても、ドイツ憲法裁判所への提訴により、ドイ

---

<sup>1</sup> 署名したエコノミストのなかで、代表的なのはドイツIFO経済研究所所長Hans-Werner Sinn氏など。

ツの批准が遅れ、ESMの発足を予定より大きく遅らせることとなった<sup>2</sup>。

### 今後の手続き：議論の行方

銀行監督の統一化の必要性については、ユーロ各国間では概ね合意がみられる。しかし、具体的な各論については、各国の足並みはそろっていない。域内の全銀行を対象とするという欧州委員会案に対し、大銀行のみを対象にすべきという意見もある。また2013年1月開始というスケジュールについても、時期尚早であり、もっとじっくりと準備をして監督システムを作るべきとの意見もある。

足下での喫緊の課題であるスペインの銀行セクターへの資本注入問題については、監督機関の統一化を前提に、ESMから銀行への直接資本注入を可能とすることが決められている。このため、一日も早い銀行監督システムの統一化が望まれている。

しかし、ドイツ内部でも前述のような意見対立があり、来年に総選挙を控えたメルケル政権にとっては頭の痛い問題である。

さらに銀行同盟の完成をめざした、銀行破綻処理の一元化、預金保険制度の一元化<sup>3</sup>については、財源の問題がからむために、ドイツ、オランダ、フィンランドなど北部諸国の反対は必至であり、銀行同盟の完成にはまだ紆余曲折がありそうである。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2012 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934 (代) ファックス：03-3231-5422

e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)

URL: <http://www.iima.or.jp>

<sup>2</sup> ESMは2012年7月発足予定であったが、ドイツでは議会はESM協定批准を認めたものの、複数の原告によりESMは違憲であるとして憲法裁判所へ訴訟がなされた。9月12日にドイツ憲法裁判所はESMは合憲としたものの、ドイツの負担について上限を求め、またドイツ議会への報告を義務付けるなどESMに制約を課している。この憲法裁判所の判決により、ドイツはESM協定批准が可能となる。この結果、ESMは持ち分比率90%以上の批准という条件を満たし、ようやく発効の見込みとなっている。10月初旬には第一回会合が開かれる予定である。

<sup>3</sup> 2010年12月より預金保険額上限は預金者一人当たり10万ユーロの共通水準となっているが、預金保険システムは各国レベルである。